

議案第 2 号

熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の改正について

このことについて、別紙のとおり改正することとする。

(提案理由)

熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の改正については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成 20 年熊本県教育委員会規則第 5 号)

(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) 略

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(25) 略

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

3 内容

- (1) 個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。
（別記第1号様式、別記第15号様式、別記第23号様式関係）
- (2) その他規定の整理を行う。（別記第1号様式、別記第15号様式、別記第23号様式関係）
- (3) この規則は、令和7年12月2日から施行する。
- (4) 所要の経過措置を定める。（附則第2項関係）

[illegible][illegible][illegible][illegible]

別記第15号様式中「 ☐ 健康保険被保険者証」及び「 ☐ 健康保険の被保険者証」を削り、																																																											
「資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）																																																											
を」の次に「提示し、又は」を加える。																																																											

別記第23号様式中「 ☐ 健康保険被保険者証」及び「 ☐ 健康保険の被保険者証」を削り
「法定代理人による」を「代理人による」に改め、「資格を証明する書類（利用停止請求
をする日前30日以内に作成されたものに限りします。）を」の次に「提示し、又は」を加
える。

[illegible][illegible]

2	この規則の施行の際現に改正前の熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の規定により提出されている請求書は、改正後の熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の規定により提出された請求書とみなす。
---	--

**熊本県教育委員会の保有する保有個人情報
の開示等に関する規則
(令和 5 年熊本県教育委員会規則第 4 号)
新旧対照表【様式】**

(旧)

(表)

別記第1号様式(第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

2 求める開示の実施方法等

希望する方法等に✓を付してください。

☐ 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ ☐ 閲覧等 ☐ 写しの交付等 (☐ 用紙 ☐ CD-R ☐ DVD-R ☐ その他()) ☐ 写しの送付を希望する。 (☐ 用紙 ☐ CD-R ☐ DVD-R ☐ その他()) 備考：

3 本人確認等

ア 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

(新)

(表)

別記第1号様式(第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

2 求める開示の実施方法等

希望する方法等に✓を付してください。

☐ 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ ☐ 閲覧等 ☐ 写しの交付等 (☐ 用紙 ☐ CD-R ☐ DVD-R ☐ その他()) ☐ 写しの送付を希望する。 (☐ 用紙 ☐ CD-R ☐ DVD-R ☐ その他()) 備考:

3 本人確認等

ア 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

(旧)

(裏)

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名(旧姓も可)及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」といいます。)による開示請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法又は写しの送付)及び開示の実施日について、希望がありましたら記載(開示の実施日については備考欄に記載)してください。なお、実施の方法及び実施日は教育委員会の定めるところによりますので、希望する実施の方法及び実施日に対応できない場合があります。

また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限りまゝ)を提出してください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限りまゝ)を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限りまゝ)を提出してください。

(新)

(裏)

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名(旧姓も可)及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」といいます。)による開示請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法又は写しの送付)及び開示の実施日について、希望がありましたら記載(開示の実施日については備考欄に記載)してください。なお、実施の方法及び実施日は教育委員会の定めるところによりますので、希望する実施の方法及び実施日に対応できない場合があります。

また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第22条第1項に規定する運転免許証____、個人番号カード(個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。

(旧)

(表)

別記第15号様式(第11条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☒ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

(新)

(表)

別記第15号様式(第11条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等	(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

(旧)

(裏)

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を_____

提出してください。

(裏)

1 「氏名」、「住所又は居所」

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

(1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）第２９条において読み替えて準用する同令第２２条第１項に規定する運転免許証、 、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求をする日前３０日以内に作成されたものに限りまゝす。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前３０日以内に作成されたものに限りまゝ。）を**提示し、又は提出してください。**

別記第23号様式(第17条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

(新)

(第1紙)

別記第23号様式(第17条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」**(1) 利用停止請求の趣旨**

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等**(1) 来所による利用停止請求の場合**

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（利用停

1 「氏名」、「住所又は居所」

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

(1) 利用停止請求の趣旨

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

(1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）第２９条において読み替えて準用する同令第２２条第１項に規定する運転免許証、 個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(利用停

止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、)を提出してください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、)を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、)を
提出してください。

(新)

(第3紙)

止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、)を提出してください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、)を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、)を提示し、又は提出してください。